

ぶ相談ください。



ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◎電話による相談も可。

◇5・8・11月は司法書士が応相談。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

高齢者総合相談

日時 毎週月～金曜日 8時30分～17時30分

※土・日曜日は要望により対応します

問い合わせ 地域包括支援センター

☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 NPO 法人たけはらふれあい館
(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※6/26は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

国民年金相談日

日時 毎月第2水曜日 10時～15時

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 5月19日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

消費者月間講演会

5月は消費者月間です。講演終了後、消費生活相談室から「消費生活ミニ講座」も開催します。多数ご参加ください。

日時 5月24日(火)

13時30分～

場所 勤労青少年ホーム3階

テーマ

「災害に備えて 防災の知識を学ぶ」

講師

竹原消防署第2救急係長

田房 教孝さん

入場料 無料

問い合わせ

産業振興課商工振興係

☎ 22-7745



消費生活相談室便り アポイントメントセールスにご注意を！

相談内容

- 携帯電話への電話がきっかけで、その後メールのやり取りをするようになった女性から、勤務先の宝飾店に誘われ高額なネックレスを買ったが支払いできない。
- 「市内に店舗を出したいのでアンケートに答えてほしい」と言われ、携帯電話の番号を書いた。後日、見るだけでいいからと展示会場に誘われ、そこで高価なアクセサリーを購入してしまった。

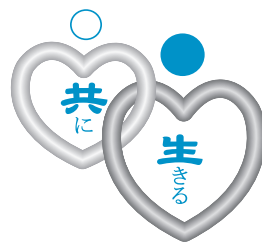
このように、「あなただけ特別」などと本来の販売目的を隠して誘い出し、高額な商品などの契約をさせる手口をアポイントメントセールスと言います。なかには、異性間の恋愛感情を利用した「デート商法」と呼ばれるものもあります。

事例のようなケースは特定商取引に関する法律の対象となり規制されていますが、クーリングオフ期間を過ぎると解約が困難になる場合もあります。

その場の雰囲気流されず良く考え、不要なものははっきり断ることが大切です。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



みんなで見守って 高齢者の消費者 トラブルを防ごう

高齢者の消費者相談の現状

全国的に、高齢者や社会的経験の少ない若者など、社会的に弱い立場にある人を狙った悪質商法などの消費者被害が後を絶ちません。

日本では、4.5人に一人、約2,900万人が65歳以上の高齢者です。そのうち約半数の人が一人または高齢者同士で暮らしています。

このような状況から、全国の消費生活センター（消費生活相談室）には、毎日高齢者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられ、特に70歳以上の人の高額な被害が目立ちます。

しかし、内閣府の調査によれば、被害にあっても、どこにも相談しなかったという高齢者も多く、実際に相談機関を訪れる人はあまり

多くないというのが現状です。

消費者トラブルの特徴

①だまされたことに気づきにくい

「私はだまされたことがない」と言う人も、話をしていくと高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。

高齢者の中には、まさか自分のだまされているとは思わないことも多いのです。

②被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと分かって、恥ずかしく思ったり、迷惑をかけたくないと誰にも相談しない人が少なくありません。だまされた自分が悪いと自らを責める人もいます。悪質業者の中には「誰にも言うてはいけない」と口止めをするケースもあります。



まわりの人の気づきが大切

被害を防ぐためには、高齢者自身が悪質商法や契約に関する知識を身につけ、注意することはもちろんですが、高齢者と日常的に接しているまわりの人が、高齢者を見守ることがとても重要です。

家族が遠くに住んでいる高齢者のみの世帯では、普段家族と接することができません。そうした中で、高齢者を見守り、何かあったときに助けられるのは、近所の人や、地域の民生委員、介護ヘルパーやケアマネジャーなどです。周りの人たちが高齢者の暮らしの中の変化に気づき、相談機関につながることで、消費者トラブルを未然に防いだり、被害の回復を図ったりすることができます。

被害にあったら相談を！

市では、専門の相談員が問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。まずはお気軽にご相談ください。みんなで見守り、支えあい、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

相談窓口

消費生活相談室（市役所1階 産業振興課内）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）10時～12時・13時～16時

☎ 22-6965

男女共同参画推進講演会

～男女共同参画ー今ともに歩み出す時～ 共に生き・共に育てる

日時 6月25日（土） 13時30分～15時

場所 市民館大ホール 入場料 無料

講師 作家／タレント／よい子に読み聞かせ隊隊長 志茂田 景樹 さん

プロフィール 1940年静岡県生まれ。中央大学法学部卒。1980年7月「黄色い牙」で直木賞を受賞後、作家活動、タレント活動、ファッションモデル、教育講演など多彩な活躍中。家庭における童話絵本の読み聞かせの必要性を痛感して読み聞かせボランティアメンバーと共に全国で活躍を行っている。

問い合わせ 人権推進室 ☎ 22-7736

